

# 鎌倉市立富士塚小学校 いじめ防止基本方針(令和7年 4月)

1. 学校教育目標:「豊かな人間性を持ち、たくましく生きる子の育成」
2. 基本理念:本校は、[鎌倉市いじめ防止基本方針](#)に基づき、『いじめは絶対に許されない』『いじめほどの児童にも起こり得る』という共通認識の下、組織的にいじめの根絶に取り組みます。
3. いじめの定義:心理的又は物理的な影響を与える行為(SNS等含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法2-1要約)
  - 心理的いじめ: からかう、冷やかす、嫌なことや悪口を言うこと。無視などすること。
  - 物理的いじめ:ぶつかる叩く蹴る等。金品などをたかる、盗む、隠す、捨てる等すること(「遊び」や「ふざけあい」に見えても、当該児童の立場に立って判断します。)
4. 学校の組織体制:いじめ防止対策委員会(児童指導検討委員会内)
  - 構成員:校長、教頭、児童支援専任、児童指導コーディネーター、養護教諭、担任、スクールカウンセラー、教育相談員、スクールソーシャルワーカー等。
  - 役割:いじめの未然防止、早期発見のための情報共有、迅速な対応、解消までの継続支援。
5. 学校が実施する措置
  - ① 未然防止
    - 心の教育:授業や行事、体験活動等を通じ、自己有用感と他者を思いやる気持ちを育みます。いじめについての考え方や行動を含め、よりよい理解をすすめます。
    - 情報モラル教育:ネットやSNSの責任ある利用について、計画的な教育を行います。
  - ② 早期発見
    - 見取り:複数の目で児童の様子を見取ります。担任、専科、Co.、養護、支援スタッフ等
    - 学校生活アンケート(スマイルアンケート):個人面談等と合わせて計画的に実施します。
    - 情報の共有:定期的な情報共有を行います。いじめ防止対策委員会、職員会議等
  - ③ 対応措置および「解消」
    - 早期の対応:認知後直ちに会議を開き、事実確認と対象児童の安全確保を行います。
    - 継続的な支援:双方の対象児童及び家庭等と連携し、解消および平穏な学校生活の再開に向けて継続的な支援と指導を行います。
    - 解消の判断:いじめ行為が止まってから「少なくとも3か月」経過し、かつ本人が苦痛を感じていないことを面談で確認して初めて「解消」と判断します。
  - ④ 連携
    - 家庭:学校や家庭での児童の様子の共有。学校行事やボランティアへの参加等。生活リズム、心の教育、家庭学習等の相談。子育ての相談等。いじめの対応においては特に丁寧に連携し、よりよい未然防止や、よりよい対応を通じたなるべく早い解消を目指します。
    - 地域:地域での学習・体験活動や鎌倉版コミュニティースクールの活用等、広く地域と連携して児童の健やかな成長を見守ります。
    - 関係機関:教育委員会、児童相談所、行政機関や医療機関、警察等と適切に連携します。

## 6. いじめ防止等の学校年間計画

時期	行事・授業・取り組み	学校が実施する措置(1)~(8) ※市いじめ防止基本方針より			
		(2) 未然防止	(3) 早期発見	(4) 対応措置	その他
通	スマイルアンケート(毎学期)	✓	✓	✓	
年	いじめ防止対策委員会(毎月)	✓	✓	✓	(6) 関係機関との連携
	児童指導情報の共有(職員会議)	✓	✓	✓	
	児童指導全体会(毎学期)		✓	✓	
	CS委員会				(7) 地域との連携
1	いじめ防止基本方針の確認・見直し				(1) 基本方針の策定
学	入学式				(5) 家庭との連携 (7) 地域との連携
期	学校説明会	✓	✓		(5) 家庭との連携
	授業参観				(5) 家庭との連携
	懇談会				(5) 家庭との連携
	支援級交流会議	✓			
	1年生を迎える会	✓			
	いじめ防止の授業(1学期) ・構成要件や該当行為について	✓			
	全校遠足				
	個別面談	✓	✓	✓	(5) 家庭との連携
	ふじづかフェスティバル	✓			(5) 家庭との連携 (7) 地域との連携
	職員研修	✓			
2	学校公開・授業参観				(5) 家庭との連携 (7) 地域との連携
学	いじめ防止の授業(2学期) ・セルフチェック等	✓	✓	✓	
期	運動会	✓			(5) 家庭との連携 (7) 地域との連携
	個別面談	✓	✓	✓	(5) 家庭との連携
3	いじめ防止の授業(3学期) ・セルフチェック等	✓			
学	学校評価アンケート				(5) 家庭との連携 (8) 学校評価
期	新入生説明会	✓			(5) 家庭との連携
	授業参観	✓	✓		(5) 家庭との連携
	懇談会	✓	✓		(5) 家庭との連携
	卒業式				(5) 家庭との連携 (7) 地域との連携
	いじめ防止基本方針の確認・見直し				(1) 基本方針の策定

7.いじめ重大事態への対応:いじめ重大事態については、「疑い」の段階から速やかに教育委員会に報告し、市いじめ防止基本方針に則って対応する。(市方針「Ⅲ重大事態への対処」14p及び「※いじめ対応の流れについて」に基づく。)